明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七五）　一
〔告　示〕
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（文部科学九八、九九）　五
○有形文化財を重要有形文化財に指定する件（同一〇〇～一〇六）　九
○重要文化財に有形文化財を追加して重要文化財に指定する件（同一〇七～一一〇）　三
○重要文化財の員数を改める件（同一一一～一一三）　三
○有形文化財を登録有形文化財に登録する件（同一一四、一一五）　三
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（文化庁四一）　四
○労働安全衛生法第五十七条の三第三項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件（厚生労働二〇一）　四
○都道府県知事の承認に係る医薬部外品の一部を改正する件（同二〇二）　二
〔官庁報告〕
官庁事項
平成二十二年度第四・四半期予算使用の状況（内閣）　二六
平成二十二年度第四・四半期国庫の状況（同）　六六
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等関係　八三
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　八三
特殊法人等
弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式住宅部分等製造者の認証、企業年金基金解散・清算人就任関係　一三〇
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一三三
会社その他
会社決算公告　一三五

省令

○厚生労働省令第七十五号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十五条に基づき、雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二十七日

厚生労働大臣　細川　律夫

雇用対策法施行規則及び社会保険労務士法施行規則の一部を改正する省令

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第一条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（雇用促進計画を活用した雇用に関する援助）

第八条　職業安定機関は、平成二十三年八月一日から平成二十七年三月三十日までの間、個人又は法人が、当該個人又は法人により作成された労働者の雇入れを促進するための計画（以下この条において「雇用促進計画」という。）を提出してその確実な実施を図るための援助を求めたときは、法第十五条に規定する雇用に関する援助として、当該個人又は法人に対して必要な助言その他の措置を行わなければならない。

2　職業安定機関は、前項の雇用促進計画に係る援助を行う場合には、次に掲げる事項を考慮して、これを行わなければならない。

一　雇用促進計画の始期における個人又は法人に雇用されている労働者の数

二　雇用促進計画における労働者の雇入れの数、時期等に係る目標

三　雇用促進計画の終期における個人又は法人に雇用されている労働者の数

四　雇用促進計画の期間の初日から起算して一年前の日から当該雇用促進計画の期間の末日までの間における個人又は法人の都合による労働者の解雇（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能になつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により行つたものを除く。）の有無

五　前各号に掲げるもののほか、労働者の雇入れを促進するために必要な事項

3　職業安定機関は、個人又は法人からの求めがあつた場合には、第一項の雇用促進計画の達成状況について確認し、当該雇用促進計画の期間の終了後の当該個人又は法人の雇入れの促進に資するよう、必要な助言その他の措置を行わなければならない。この場合において、職業安定機関は、当該個人又は法人からの求めに応じて、当該雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類その他雇入れの促進に資する書類を交付することができる。

4　雇用促進計画及び前項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類は、様式第五号によることができる。

（社会保険労務士法施行規則の一部改正）

第二条　社会保険労務士法施行規則（昭和四十三年厚生省労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表（第一条関係）第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）に係る申請等　附則第八条第一項の雇用促進計画の提出及び同条第三項の雇用促進計画の達成状況を確認した旨を記載した書類の交付の申込み

附　則

この省令は、公布の日から施行する。